

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年7月9日規則第69号）

改正：平成16年12月21日規則第93号	平成17年3月4日規則第4号
平成19年4月13日規則第56号	平成23年3月25日規則第21号
平成23年12月9日規則第71号	平成24年7月6日規則第44号
平成27年3月27日規則第17号	平成28年9月16日規則第44号
令和3年3月24日規則第20号	令和3年5月28日規則第42号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 削除
第3章 ふぐ処理業（第5条—第16条）
第4章 ふぐ処理師（第17条—第29条）
第5章 雑則（第30条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般ふぐ及び特別ふぐ）

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるふぐは、別表第1の左欄に掲げる種類のふぐであって、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されたものとする。

2 条例第2条第2号の規則で定めるふぐは、別表第2の左欄に掲げる種類のふぐとする。

（有毒部位）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める部位は、一般ふぐにあつては別表第1の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる可食部位以外の部位（雌雄同体のものにあつては、生殖巣を含む。）とし、特別ふぐにあつては別表第2の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる可食部位以外の部位（雌雄同体のものにあつては、生殖巣を含む。）とする。ただし、塩蔵することができる同号の規則で定める部位は、これらの部位のうち一般ふぐの卵巣及び皮とする。

第2章 削除

削除〔平成28年規則44号〕

第4条 削除

削除〔平成28年規則44号〕

第3章 ふぐ処理業

(登録の申請)

第5条 条例第5条第1項の登録の申請は、ふぐ処理施設の所在地を所管する保健所長（以下「所管保健所長」という。）に行わなければならない。

2 条例第5条第2項の申請書は、ふぐ処理業登録申請書（第1号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) ふぐ処理施設の構造を記載した図面

(2) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書

(3) 条例第11条第1項に規定する専任のふぐ処理師の条例第20条第1項のふぐ処理師免許証の写し及び特別ふぐ処理業の登録を受ける場合にあっては、その者の条例第28条第2項の修了証（以下「修了証」という。）の写し

一部改正〔平成17年規則4号・平成28年規則44号〕

(ふぐ処理業者登録簿)

第6条 条例第5条第3項のふぐ処理業者登録簿は、第2号様式によるものとする。

(登録の更新の申請)

第7条 条例第7条第1項の更新の申請は、ふぐ処理業登録更新申請書（第1号様式）により所管保健所長に行わなければならない。

(ふぐ処理業登録証)

第8条 条例第8条第1項のふぐ処理業登録証は、第3号様式によるものとする。

(登録証の再交付の申請)

第9条 条例第8条第3項の登録証の再交付の申請は、ふぐ処理業登録証再交付申請書（第4号様式）により所管保健所長に行わなければならない。

2 ふぐ処理業登録証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、当該ふぐ処理業登録証を当該申請書に添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第10条 条例第9条第1項の規定による届出書の提出は、所管保健所長に行わなければならない。

2 条例第9条第1項の届出書は、ふぐ処理業登録事項変更届出書（第5号様

式)によるものとし、同項の規則で定める書類は、法人に係る条例第5条第2項第1号に掲げる事項又は同項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更の場合にあつては、当該変更の事実を証明する書類とする。

一部改正〔平成28年規則44号〕

(廃止の届出)

第11条 条例第10条第1項の規定による届出は、ふぐ処理業廃止届出書(第6号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

(毒性検査)

第12条 条例第12条第2号アの毒性検査は、マウス毒性試験の方法によりロットを形成する製品ごとに行わなければならない。

2 条例第12条第3号アの毒性検査は、マウス毒性試験の方法により処理を行った月ごとに1回以上行わなければならない。

3 条例第12条第2号ア及び第3号アの規則で定める基準は、毒力が1グラム当たり10マウス単位以下とする。

(記録事項)

第13条 条例第12条第2号イの規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 有毒部位の塩蔵の原料に用いる一般ふぐ及び当該塩蔵を行う有毒部位の量

(2) 当該塩蔵を開始した年月日及びそれを終えた年月日

(3) 当該塩蔵を終えたもの及びそのうち製品として出荷したものの量

2 条例第12条第3号イの規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 有毒部位の除去を行う特別ふぐの量及び仕入先

(2) 当該除去を行った年月日

(3) 当該除去を行った特別ふぐ及びそのうち製品として出荷したものの量

(4) 除去した有毒部位の処分の方法

(特別ふぐの有毒部位の除去に関し講ずべき措置)

第14条 条例第12条第3号の規則で定める措置は、別表第3の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる措置とする。

(特別ふぐの有毒部位の除去に関する報告)

第15条 条例第12条第3号ウの規定による報告は、毎年4月30日までに、特別ふぐ処理状況報告書(第7号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

(ふぐ処理業者の遵守すべき事項)

第16条 条例第12条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処理を行うことができる食用ふぐ以外のふぐをふぐ処理施設内で発見したときは、直ちにこれを排除し、衛生上の危害が生じない方法により処分すること。
- (2) 処理を行っていない一般ふぐを凍結する場合は、急速凍結の方法により行うこと。
- (3) 処理を行っていない一般ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行き、解凍したものは、凍結させることなく直ちに処理を行うこと。
- (4) 有毒部位を除去した食用ふぐ及びその除去に使用した包丁、まな板等を十分に洗浄すること。
- (5) 次号に該当する場合を除き、除去した有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないように、処理により生じた廃棄物専用である旨を表示した施設できる不浸透性の容器に入れて保管し、衛生上の危害が生じない方法により処分すること。
- (6) 除去した有毒部位を塩蔵の原料に用いる場合は、当該有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないように、有毒部位ごとに、それぞれ塩蔵の原料専用である旨を表示した施設できる不浸透性の容器に入れて保管し、ふぐ処理施設以外の場所に持ち出さないこと。

一部改正〔令和3年規則20号〕

第4章 ふぐ処理師

(免許の申請)

第17条 条例第17条第1項の免許の申請は、保健所長を経由しなければならない。

2 条例第17条第3項の申請書は、ふぐ処理師免許申請書(第8号様式)によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り、) (出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (3) 条例第17条第2項第2号に該当する者にあつては、次条に規定する者であることを証明する書類

一部改正〔平成24年規則44号〕

(試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者)

第18条 条例第17条第2項第2号の規則で定める者は、都道府県知事又は地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が実施するふぐの処理に関する試験に合格し、当該都道府県知事等から当該試験に係るふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、知事が適当と認めるものとする。

一部改正〔令和3年規則42号〕

(処理を適切に行うことができない者)

第19条 条例第18条第2項第1号の規則で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により処理を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者とする。

(免許証の再交付の申請)

第20条 条例第20条第2項の免許証の再交付の申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（第9号様式）により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

2 ふぐ処理師免許証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、当該ふぐ処理師免許証を当該申請書に添付しなければならない。

(申請事項の変更の届出)

第21条 条例第21条第1項の規定による届出書の提出は、保健所長を経由して行わなければならない。

2 条例第21条第1項の届出書は、ふぐ処理師免許申請事項変更届出書（第10号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、条例第17条第3項第1号（氏名に限る。）又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更の事実を証明する書類とする。

(死亡の届出)

第22条 条例第22条の規定による届出は、ふぐ処理師死亡届出書（第11号様式）により保健所長を経由して行わなければならない。

(免許の取消しの申請)

第23条 条例第23条第1項後段の免許の取消しの申請は、ふぐ処理師免許取消申請書（第12号様式）により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

一部改正〔平成28年規則44号〕

(試験)

第24条 条例第25条の試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（第13号様式）に写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）を添付して、保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 試験は、筆記試験及び実技試験により行う。

3 知事は、試験に合格した者に対し、その旨を通知する。

一部改正〔令和3年規則20号〕

（試験の公示）

第25条 知事は、試験を行うときは、その期日、場所その他試験の実施について必要な事項をあらかじめ公示する。

（試験委員）

第26条 試験の問題の作成、採点その他試験の実施に関する事務を行わせるため、ふぐ処理師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員の数は、5人以上7人以内とする。

3 試験委員は、次に掲げる者のうちから、試験の実施ごとに、知事が任命し、又は委嘱する。

（1） 県の職員

（2） 学識経験のある者

（実技試験採点員の委嘱）

第27条 試験のうち特に技術的判断を要する実技試験については、知事が適当と認めたる者若干人を、試験の実施ごとに、実技試験採点員として委嘱し、その採点を行わせることができる。

（特別ふぐ処理講習）

第28条 条例第28条第1項の特別ふぐ処理講習（以下「講習」という。）を受けようとする者は、特別ふぐ処理講習受講申込書（第14号様式）を保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（修了証の再交付）

第29条 講習を修了した者は、修了証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、修了証の再交付を受けることができる。

2 前項の修了証の再交付の申請は、特別ふぐ処理講習修了証再交付申請書（第15号様式）により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

3 修了証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、当該修

了証を当該申請書に添付しなければならない。

一部改正〔平成28年規則44号〕

第5章 雑則

(ふぐ衛生監視員)

第30条 条例第30条第1項の規定により立入検査又は質問をする職員は、ふぐ衛生監視員と称する。

2 条例第30条第2項の証票は、ふぐ衛生監視員証（第16号様式）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(一般ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得している者)

2 条例附則第5項の知事が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 知事の指定する者が行う一般ふぐの処理に関する講習を修了した者

(2) 他の都道府県知事又はその指定する者が行う前号の講習に相当する講習等を修了した者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(特別ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得している者)

3 条例附則第6項の知事が認める者は、知事の指定する者が行う特別ふぐの処理に関する講習を修了した者とする。

(ふぐ処理業の登録に関する手続の特例)

4 条例第5条第1項の登録の申請をする場合において、条例附則第7項の規定によりふぐ処理師又は講習修了ふぐ処理師とみなされる者（以下「みなしふぐ処理師等」という。）を専任のふぐ処理師としてふぐ処理施設に設置するときは、ふぐ処理業登録申請書にその者に係る条例第5条第2項第5号に掲げる事項（氏名を除く。）を記載することに代えて、その者が第2項又は前項に規定する者であることを証明する書類を当該申請書に添付しなければならない。

5 前項の規定は、条例第9条第1項の規定による届出書の提出をする場合において、みなしふぐ処理師等を新たに専任のふぐ処理師としてふぐ処理施設に設置するときについて準用する。この場合において、前項中「ふぐ処理業登録申請書」とあるのは「ふぐ処理業登録事項変更届出書」と、「当該申請書」とあるのは「当該届出書」と読み替えるものとする。

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等

を定める規則の一部改正)

- 6 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
別表第2の2の項の次に次のように加える。

2の2 特例条例 別表第2の2の 2の項の規則で 定める書類	香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）及び香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 条例第17条第3項に規定する申請書 (2) 条例第20条第1項に規定する免許証 (3) 条例第20条第2項の規定により再交付をする免許証 (4) 条例第21条第1項に規定する届出書 (5) 条例第21条第2項の規定により訂正をした免許証 (6) 条例第24条の規定による返納に係る免許証 (7) 規則第20条第1項、第23条及び第29条第2項に規定する申請書 (8) 規則第22条に規定する届出書 (9) 規則第24条第1項に規定する受験願書 (10) 規則第28条に規定する受講申込書 (11) 規則第29条第1項の規定により再交付をする修了証
---	---

附 則（平成16年12月21日規則第93号）
この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第4号）
この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成19年4月13日規則第56号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第21号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月9日規則第71号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日規則第44号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

3 第 2 条から第 6 条までの規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成27年 3 月27日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 9 月16日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第 3 条から第 5 条までの規定によりなお従前の例による場合における表示事項については、なお従前の例による。

3 食品表示基準の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令の施行後にした行為（いずれも香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第 4 号）第 4 条第 2 項の販売に係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第 1 号様式によるふぐ処理業登録（登録更新）申請書は、改正後の第 1 号様式によるふぐ処理業登録（登録更新）申請書とみなす。

5 改正前の第 1 号様式、第 5 号様式及び第12号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月24日規則第20号）

1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正前の第 1 号様式及び第 2 号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 5 月28日規則第42号）

1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正前の第 8 号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1（第2条、第3条関係）

種類	可食部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉 精巢
まふぐ	筋肉 精巢
めふぐ	筋肉 精巢
あかめふぐ	筋肉 精巢
とらふぐ	筋肉 皮 精巢
からす	筋肉 皮 精巢
しまふぐ	筋肉 皮 精巢
ごまふぐ	筋肉 精巢
かなふぐ	筋肉 皮 精巢
しろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
くろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
よりとふぐ	筋肉 皮 精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉 皮 精巢
はりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ひとづらはりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ねずみふぐ	筋肉 皮 精巢
はこふぐ	筋肉 精巢

備考

- 1 左欄に掲げる種類のうちの2種類の間種のみぐにあつては、当該2種類に共通する可食部位をそのふぐの可食部位とする。
- 2 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。

別表第2（第2条、第3条関係）

種類	可食部位
なしふぐ（有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。次表において同じ。）	筋肉 精巢（有明海及び橘湾で3月から7月までの間に漁獲されたなしふぐのものに限り、重量が10グラム未満のものを除く。）

備考

- 1 有明海とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、熊本県染岳から高松山三角点に至る直線、熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線、熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県と佐賀県の境界線が当該海面に隣接する海岸線と交わる点から熊本県と福岡県の境界線が海岸線と交わる点に至る直線より南側の海面をいう。
- 2 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 3 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県の境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、香川県及び岡山県の漁業者が操業することができる海面をいう。
- 4 筋肉には、骨を含む。

別表第3（第14条関係）

種類	措置
なしふぐ	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理を行っていないものを凍結させないこと。 2 漁獲された日から3日以内に処理を行うこと。

- 第1号様式 (第5条、第7条関係)
- 第2号様式 (第6条関係)
- 第3号様式 (第8条関係)
- 第4号様式 (第9条関係)
- 第5号様式 (第10条関係)
- 第6号様式 (第11条関係)
- 第7号様式 (第15条関係)
- 第8号様式 (第17条関係)
- 第9号様式 (第20条関係)
- 第10号様式 (第21条関係)
- 第11号様式 (第22条関係)
- 第12号様式 (第23条関係)
- 第13号様式 (第24条関係)
- 第14号様式 (第28条関係)
- 第15号様式 (第29条関係)
- 第16号様式 (第30条関係)